

平成 30 年 5 月 11 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成 30 年 5 月 11 日 (金)、午前 9 時 30 分 久留米市農業委員会総会を久留米市庁舎
4 階 401 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田三津雄 委員
2 番	池田 清茂 委員
3 番	池田 龍子 委員
4 番	石井 孝雄 委員
5 番	稲富 克紀 委員
6 番	上村 孝二 委員
7 番	内田 洋一 委員
8 番	緒方 義範 委員
9 番	笠 幸夫 委員
10 番	古賀 誠一 委員
11 番	古賀 喜治 委員
12 番	坂井 康孝 委員
13 番	平 壯一 委員
14 番	田中 文 委員
15 番	田中 弥生 委員
16 番	手島富士雄 委員
19 番	日比生和雄 委員
20 番	深川 嘉穂 委員
21 番	松延 洋一 委員
22 番	馬渡恵美子 委員
23 番	森崎 康洋 委員
24 番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

17 番 富松 隆晴 委員

事務局の出席者は 10 名である。

事務局 それでは、総会にあたり報告いたします。
本日は、現委員数 23 名中 22 名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会は成立をいたしております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから 5 月の農業委員会総会を開催いたします。
「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案の 1 ページをお願いいたします。
「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、使用賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1 番から 5 番までの 5 件です。
2 ページをお願いいたします。
西部地域、6 番から 3 ページ 13 番までの 8 件です。
4 ページをお願いいたします。
使用賃借権設定、西部地域、14 番から 16 番までの 3 件です。
なお、議案の 2 ページ 8 番の案件につきましては、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号において、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の利用に供すると認められる場合は、農地所有適格法人でなくとも不許可の例外として農地を取得できるとされており、この案件では*****が、施設利用者の障がい者支援のための用地として取得するものです。
以上、1 番から 16 番までの各申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 号各号の審査基準について審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告致します。以上説明を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号 14 番及び 15 番は、同一の新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について担当委員より報告をお願いします。それでは報告をお願いいたします。

委 員 はい、それでは審議番号 14 番と 15 番の新規就農の件につきまして、4 月 27 日に農業委員と推進委員及び農業委員会事務局の職員においてヒアリングを実施しましたので報告いたします。

申請人、*****は、現在、*****に住んでおり、今回大善寺町宮本の農地を使用貸借にて借り受けて農業を始める予定です。

通作時間は、車で約 30 分とのことでした。

営業計画は、養豚事業者へ出荷する飼料用レンゲを作る予定です。

農業経験は、ほとんど無いということですが、農地の所有者である貸人が適切に指導・協力を行い、農業を行っていく予定とのことでした。

農機具については、トラクター、軽トラック、集草機、ロールベラーを、農地の所有者である貸人より借り受けて使用する予定です。

ヒアリングを行った結果本人のやる気も見受けられ、また、5 月 2 日行われた西部審査会においてもヒアリングの結果について報告を行い、問題無いと判断をされております。

以上、審議番号 14 番及び 15 番について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。

第 1 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により第 1 号議案は可決されました。

つづきまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案の5ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、宮ノ陣町八丁島、畑762㎡、申請理由、申請地を貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、三潞町田川、田畑2筆計277㎡、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別な立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

以上、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を聞きたいと思います。それでは、西部審査会から報告をお願いいたします。

委員 西部地域審査会より報告いたします。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーも1番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

申請地は、宮ノ陣クリーンセンターから南西へ約430m、古賀茶屋駅から北へ約650mの所に位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により西側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーも 2 番です。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、既に施工して利用しておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、十連病院から北へ約 460m、三潞駅から東へ約 1.6km の所に位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業ですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、既存の溜樹を経由し東側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、法面を保護して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これらの申請案件について、排水承諾書など添付書類を確認しております。以上 2 件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、以上で審査会からの報告が終わりました、それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。

第 2 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 全員の挙手により第2号議案は可決されました。
つづきまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」でござい
ますが、審議番号3番は、次の4号議案農地法第5条の規定による許
可申請についてと関係のある案件でございますので、審議番号3番とそれ
以外に分けて審議し、審議番号3番は第4号議案と一括して議題といたし
ます。それでは、「第3号議案のうち審議番号1番、2番について」を議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の6ページをお願いいたします。
「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、田主丸町豊城、田2筆計960㎡、申請理由、建売住宅の戸
数を変更するものです。
変更内容は、建売住宅3戸から建売住宅4戸へ変更する内容となっております。
こちらにつきましては、平成30年1月10日付で建売住宅3戸とし
て5条許可がなされていたものです。
2番、申請地、北野町稲敷、畑田5筆計1,732.5㎡、申請理由、農地転用面
積の変更及び施工期間を変更するものです。
変更内容は、面積が「1,806.93㎡」から「1,732.5㎡」へ、施工期間が「許
可日から平成30年3月31日」となっていたものを「許可日から平成30年
8月31日」に変更する内容になっています。こちらにつきましては、平成
29年12月11日付で農業用倉庫、農機具置場、露天駐車場として5条許可
がなされていたものです。以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いた
します。

第3号議案 審議番号1番、2番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員の挙手により第3号議案 審議番号1番、2番は可決されました。

つきまして、「第3号議案 審議番号3番」「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」

「農地転用計画変更承認申請書」が提出されたので付議いたします。

西部地域、3番の1件です。

3番、申請地、三潞町玉満、田畑3筆計163㎡、申請理由、事業主を変更するものです。

変更内容は、事業主が*****から*****へ変更するものです。こちらにつきましては、昭和52年12月1日付で専用住宅（自己居住用）として5条許可がなされていたものです。こちらの案件は第4号議案、12番と関連となります。

8ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から5番の5件です。

1番、申請地、田主丸町秋成、田251㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、貸廃車置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町石垣、畑2筆計2,430㎡、申請理由、申請地を借り受けて、農業用倉庫の建築及び苗床として利用するものです。

農地区分は第1種農地、農用地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外

規定を適用しております。また、農用地につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町益生田、田3筆計2,664㎡、申請理由、申請地を取得し、集合住宅2棟28戸を建築するものです。

次のページをお願いいたします。

4番、申請地、北野町稲敷、田359㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

5番、申請地、北野町八重亀、畑334㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

西部地域、6番から11ページ14番までの9件です。

6番、申請地、安武町安武本、田140㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、城島町上青木、田125㎡、申請理由、申請地を取得し、保育園の敷地として拡張するものです。

8番、申請地、城島町下青木、田2筆計1,096㎡、申請理由、申請地を取得し、農業用資材置場及び苗床として利用するものです。

次のページをご覧ください。

9番、申請地、三潞町田川、田293㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、三潞町田川、田632㎡、申請理由、申請地を取得し、建売住宅3戸を建築するものです。

11番、申請地、三潞町田川、田993㎡、申請理由、申請地を借り受けて、農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

12番、申請地、三潞町玉満、田畑3筆計163㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。こちらの案件は第3号議案3番との

関連となっております。

次のページをお願いいたします。

13番、申請地、三潞町西牟田、畑2筆計345㎡、申請理由、申請地を取得及び借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

14番、申請地、三潞町西牟田、畑3筆計2,611㎡、申請理由、申請地を取得及び借り受けて、露天駐車場として利用するものです。

なお、審議番号2番につきましては、県農業会議への意見聴取案件となっております。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

第3号議案 審議番号3番の報告については、第4号議案の説明の中で合わせてお願いいたします。

委 員 それでは、東部地域からまいります。

まず審議番号1番でございます。地図6番でございます。

転用目的は、貸廃車置場として利用するものでございます。

申請地は、船越小学校から南へ600m、田主丸町総合支所より東へ約2kmの所でございます。

農地区分につきましては、農地の広がりや10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ですが、大石堰土地改良区の受益地であることから、特定土地改良区区域内の農地に該当するため、第1種農地と判断されますが、転用事業者が申請地と同集落内に移住するものであり、転用目的が日常生活上必要な施設であることが不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により東側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎにまいります。審議番号2番でございます。地図7番でございます。

転用目的は、農業用倉庫の建築及び苗床として利用するものです。

申請地は、耳納小学校から東へ約 1km、JR 田主丸駅から南東へ約 2km の所でございます。

農地区分につきましては、それぞれの筆で異なっております。一つは 10ha 以上の広がりがある農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地に該当しておりますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断をいたしております。もう一方につきましては、農用地区域内の農地でございますが、転用目的が農用地利用計画に指定された用途に供するものであるため不許可の例外規定に該当するものと判断をいたしております。

雨水排水については、自然流下及び敷地内に新設します地下浸透式の溜桝を利用します。汚水につきましては汲み取り式の簡易トイレを利用します。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックの新設及び法面施工によりまして土砂の流出を防ぐ計画でございます。

つづいて、審議番号 3 番でございます。地図 8 番でございます。

転用目的は、集合住宅（2 棟 28 戸）を建築するものです。

申請地は、JR 田主丸駅から南へ約 500m、田主丸中央病院から南東へ約 540m の所でございます。

農地区分につきましては、JR 田主丸駅からおおむね 500m の区域内にある農地ですので第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設いたします溜桝を経由して新設されます道路側溝に放流されます。汚水、生活雑排水につきましては市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに審議番号 4 番でございます。地図 9 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄大城駅から北へ約 270m、北野中学校から北東へ約 1.6km の所でございます。

農地区分につきましては、都市計画法に規定される用途地域内の農地であり第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設いたします溜桝を経由して北側水

路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を經由して北側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設いたしまして土砂の流出を防ぐ計画でございます。

つぎに審議番号 5 番でございます。地図 10 番でございます。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸小学校から北東へ約 200m、神代病院から南へ約 540m の所でございます。

農地区分につきましては、都市計画法に規定される用途地域内の農地でありますので第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝及び既存の溜桝を利用して西側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を經由して西側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設いたしまして土砂の流出を防ぐ計画でございます。

これらの申請案件につきまして、排水承諾書など添付書類を確認いたしております。

以上 5 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題は無いものと判断いたしましたところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委 員 つづきまして、西部地域審査会より審議番号 6 について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から南へ約 250m、住吉保育園から北へ約 1km の所へ位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を經由して側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては西側市場に埋設される市下水道

へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、保育園の敷地として拡張するものです。

申請地は、青木小学校から北東へ約220m、富田病院から東へ約480mの所に位置します。

農地区分については、農用地区域内の農地以外であって甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ですので第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により西側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、農業用資材置場及び苗床として利用するものですが、既に砂利を敷いておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、青木小学校から南西へ約570m、富田病院から南へ約740mの所へ位置します。

農地区分については、農用地区域内の農地以外であって甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側の側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三瀨駅から北東へ約630m、十連病院から北西へ約1.5kmの所

に位置します。

農地区分については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地がありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を経由して北側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、建売住宅(3戸)を建築するものです。

申請地は、西鉄三潯駅から南東へ約240m、三潯中学校から東へ約320mの所に位置します。

農地区分については、西鉄三潯駅からおおむね300mの区域内の農地ですので第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により新設する南側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を経由して新設する南側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、農業用倉庫を建築するものですが、既に砂利を敷いておりますので、始末書付きの申請でございます。

申請地は、十連病院から北へ約460m、三潯駅から東へ約1.6kmの所に位置します。

農地区分については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地がありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては敷地内に設置されている溜桝を経

由して東側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。被害防除につきましては周囲に石積みを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。当初の申請では譲渡人が自己用住宅として建築するものとして昭和 52 年 12 月 1 日に農地法第 5 条の許可を得ておりました。計画変更の理由につきましては、譲渡人の体調不良により自己用住宅の建築を断念されたため、当該地を利用した新たに自己用住宅を建築するための変更申請となります。

申請地は、三瀨総合支所から西へ約 150m、三瀨中学校から北へ約 110m の所に位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地でありますので第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜柵を經由して南側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を經由して南側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR 西牟田駅から西に約 320m、十連病院から東へ約 940m の所に位置します。

農地区分につきましては、JR 西牟田駅よりおおむね 300m 以内の区域内にある農地でありますので第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜柵を經由して南側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を經由して南側の道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは

19 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、JR 西牟田駅から北西へ約 460m、十連病院から東へ約 940m の所に位置します。

農地区分については、JR 西牟田駅からおおむね 500m 以内の区域内にある農地でありますので第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これらの全ての申請案件について、排水承諾書など添付書類を確認しております。

以上 9 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題は無いとも判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。

なお、裁決にあたりましては第 3 号議案 審議番号 3 番、第 4 号議案と分けて裁決いたします。

それでは第 3 号議案 審議番号 3 番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により第 3 号議案 審議番号 3 番は可決されました。

つづきまして、第 4 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により第 4 号議案は可決されました。つづきまして、「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の 12 ページをお願いいたします。
「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
第 1 区 1 番 1 件です。
1 番、申請人、三井郡大刀洗町大字上高橋、*****、経営面積 10,782 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
第 3 区 2 番 1 件です。
2 番、申請人、北野町稲敷、*****、経営面積 25,466 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
第 4 区 3 番 1 件です。
3 番、申請人、城島町原中牟田、*****、経営面積 15,903 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。

第5号議案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により第5号議案は可決されました。つづきまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の13ページをお願いいたします。
「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。
第1区1番1件です。
1番、所在地、荒木町今、田 1,539 m²、推進機構への売り渡しとなります。
第3区2番1件です。
2番、所在地、北野町仁王丸、田 3,458 m²、推進機構への売り渡しとなります。
第4区3番1件です。
3番、城島町江上上、田 2,085 m²、推進機構への売り渡しとなります。
以上、1番から3番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを報告いたします。説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。
第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により第 6 号議案は可決されました。よって、久留米市長へ通知いたします。

つづきまして、「第 7 号議案 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の 14 ページをお願いいたします。

「第 7 号議案 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」農業委員会等に関する法律第 37 条の規定による「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成したので付議いたします。

1. 「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）」（第 7 号議案別紙のとおり）
2. 「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」（第 7 号議案別紙のとおり）となります。

それでは、別紙をご覧ください。

（「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）」の内容読み上げ及び説明。）

（「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の内容読み上げ及び説明。）

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから裁決いたします。
第7号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員の挙手により第7号議案は可決されました。
つづきまして、報告事項に入ります。
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 職員の任免について
事務局の説明を省略いたします。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。
従いまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。
次にお諮りをいたします。当総会におきまして議決されました案件で情報事項数値その他の資料を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。意義はございませんでしょうか。

「無しの声」

議長 ご意義はなしと認めます。よって議決されました案件で情報事項数値その他の資料は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会規則第 10 条第 2 項の規定により

8 番 緒方義範委員、24 番 諸藤澄夫委員にお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。